

9. 町田市保育所等入所選考基準表

別表第1(第8、第9関係)

入所要件:保護者が月12日、一日4時間以上児童の保育を必要とする場合						指數	
類型		細目					
I	居宅外労働	居宅外	1	月20日以上	8時間以上の就労を常態	10	
					6時間以上8時間未満の就労を常態	9	
					4時間以上6時間未満の就労を常態	8	
			2	月16日以上 19日以下	8時間以上の就労を常態	9	
					6時間以上8時間未満の就労を常態	8	
					4時間以上6時間未満の就労を常態	7	
			3	月12日以上 15日以下	8時間以上の就労を常態	8	
					6時間以上8時間未満の就労を常態	7	
					4時間以上6時間未満の就労を常態	6	
II	居宅内労働	居宅内	1	月20日以上	8時間以上の就労を常態	9	
					6時間以上8時間未満の就労を常態	8	
					4時間以上6時間未満の就労を常態	7	
			2	月16日以上 19日以下	8時間以上の就労を常態	8	
					6時間以上8時間未満の就労を常態	7	
					4時間以上6時間未満の就労を常態	6	
			3	月12日以上 15日以下	8時間以上の就労を常態	7	
					6時間以上8時間未満の就労を常態	6	
					4時間以上6時間未満の就労を常態	5	
			4	内職	1から3までに掲げるもののほか、勤務の様様から明らかに保育を必要とすると認められる場合	5	
III	出産	出産	1	出産		8	
IV	疾病、負傷 又は 心身障がい	居宅内	1	入院	入院	10	
					身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1級	10	
			2		常時病臥又は日常生活に介助が必要な場合	10	
					日常生活を極度に制約されると認められる場合	9	
			3		身体障害者手帳3級、愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳2級	8	
					日常生活を著しく制約されると認められる場合	7	
V	介護又は看護	居宅外 居宅内	1	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級又は要介護4・5である者等の常時観察又は付添看護(介護)が必要と認められる場合		10	
					身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級又は要介護4・5である者等の一部看護(介護)が必要と認められる場合	9	
					身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、精神障害者保健福祉手帳2級又は要介護2・3である者等の常時観察又は付添看護(介護)が必要と認められる場合	8	
					身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、精神障害者保健福祉手帳2級又は要介護2・3である者等の一部看護(介護)が必要と認められる場合	7	
					1から3までに掲げるものの以外の長期療養	6	
			2	身体障害者手帳4級、愛の手帳4度又は精神障害者保健福祉手帳3級		10	
VI	災害		1	火災等による家屋の損傷その他災害の復旧のため、現に保育を必要とする場合		10	
						10	
						10	
						10	
VII	求職	求職	1	就労先を探すため、保育を必要とする場合		4	
VIII	就学	就学	1	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校その他これらに準ずる教育施設に通学している場合		8	
					公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校その他の職業訓練施設に通所している場合	6	
			2	1に掲げるものに準ずる教育、職業訓練等を受けるため、保育を必要とする場合		6	
IX	不存在	不存在	1	死別、離婚、行方不明、拘禁又は未婚		10	

備考

- 選考指数は、本表による指数に次表による調整指数を加減したものとする。
- 就労時間は、事業所等において、就労時間として定められた時間とし、休憩時間(1時間を上限とする。)を含めるものとする。ただし、就労時間が不確定なものについては、就労実態を把握の上、就労時間の認定を行うものとする。
- 居宅外労働とは、主に居宅とは別の場所で就労していることを常態とする場合をいう。
- 居宅内労働とは、主に居宅又は居宅と同一の事務所で就労をしていることを常態とする場合をいう。

別表第2(第9関係)

調整指数

項目		細目	指数
母又は父の状況	就労	ア 週3日相当の労働以外に週2日相当の別の要件がある場合	+1
		イ 申込書の受付期間後に就労を開始すること又は就労日数若しくは就労時間が増加することが決定している場合	-2
		ウ 就労実績が入所選考基準表の類型ごとに同表の細目欄に定める就労日数又は就労時間に満たない場合	-1
		エ 配偶者又は祖父若しくは祖母が経営している事業所に勤務している場合	-1
		オ 保育士又は看護師若しくは幼稚園教諭の免許を有する者であって、市内の保育所等又は市内の東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日12福子推第1157号)に規定する認証保育所(以下「認証保育所」という)において保育に従事している、または従事することが決まっているものが入所(転所を除く。)の申込みをする場合	+2
世帯の状況	両親不存在	カ 養育家庭を含む。	+3
	ひとり親	キ	+2
	兄弟姉妹の状況	ク 申込児童の兄弟姉妹が在所する保育所等に転所の申込みをする場合	+2
	生活保護世帯、市民税非課税世帯等	ケ	+1
	保護者疾病又は障がい	コ 保護者が常時病臥し、又は精神性若しくは感染性の傷病で療養している場合	+1
	複数介護又は看護	サ 申込児童を除き介護又は看護を必要とする者が2人以上いる場合	+1
	危険物取扱い	シ 入所選考基準表のⅡに該当し、火、刃物、薬剤その他の危険物を取り扱う業種に就労する場合	+1
	削除	ス	
	育児休業等復帰者	セ 育児休業取得に伴い市内の保育所等を退所し、退所した月の翌月から起算して6月を経過した月以後に年度当初からの入所の申込みをした場合	優先入所
		ソ 次の各号のいずれかに該当する場合(1)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に規定する育児休業を取得し、その後同一職場に復帰する場合(2)前号に規定する育児休業を取得せず、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する産前産後休業後に同一職場に復帰する場合	+1
	他の保育施設利用者	タ 保護者に入所要件を満たす就労又はこれに代わる要件の実績が引き続き2か月以上あり、かつ認証保育所その他の都道府県知事に届出をしている認可外保育所等の有償保育施設に2か月以上前から申込児童を預託している場合	+1
	生計維持者の求職	チ 生計維持者が求職中の場合	+1
	削除	ツ	
	削除	テ	
同居の祖父	60歳未満	ト 保育の必要性を確認する書類が提出されない場合	-1
母等の状況	削除	ナ	
保育料の滞納		ニ 正当な理由がなく保育料を滞納している場合	-5
市外在住者(転入予定者を除く。)		ヌ 市内に在勤し、又は在学している場合	-5
多胎児		ネ	-10
その他の調整		ノ 多胎児が入所(転所を除く。)の申込みをする場合	+1
		ワ	+1

備考

- 1 細目アの別の要件とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 入所選考基準表のⅠに該当する場合 同表Ⅴ又は同表Ⅷに規定するもの
 - (2) 入所選考基準表のⅡに該当する場合 同表Ⅴ又は同表Ⅷに規定するもの
- 2 細目イは、入所選考基準表のⅠ及びⅡに該当する場合に適用する。ただし、細目オを適用する場合については、適用しない。
- 3 細目ウは、入所選考基準表のⅠ及びⅡに該当する場合に適用する。ただし、申込書の受付期間において産前産後休業、育児休業若しくは介護休業を取得している者又は疾病、負傷等により休職している者で、職場に復帰できる日が入所日の属する月の末日以前であるものには、適用しない。
- 4 細目エは、次に掲げる場合は、適用しない。
 - (1) 入所選考基準表のⅠに該当し、保育所等の利用者負担額の算定に係る年度分の市区町村民税の所得割額が課税されている場合
 - (2) 入所選考基準表のⅡに該当する場合
- 5 細目オは、入所選考基準表のⅠに該当し、かつ、母又は父の就労が1日に6時間以上で1月に20日以上の場合又は1日に8時間以上で1月に16日以上の場合に適用する。ただし、母及び父のいずれもが細目オに該当する場合においては、母又は父のいずれかのみに適用する。
- 6 細目カの養育家庭とは、東京都養育家庭制度実施要綱(昭和47年4月1日47民事育第815号)に規定する養育家庭をいう。
- 7 細目キは、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (1) 配偶者と離婚し、又は死別した者
 - (2) 入所申込みの締切日において、配偶者が3か月以上拘禁され、又は生死が不明である者
 - (3) 入所申込みの締切日において、配偶者から3か月以上遺棄されている者
 - (4) 婚姻によらないで母となった者
 - (5) 入所申込みの締切日において、離婚を前提に3か月以上配偶者と別居している者又は離婚を前提に配偶者と別居し、かつ、家庭裁判所に離婚調停の申立てをしている者
- 8 細目ケは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (1) 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年3月町田市条例第16号。以下「条例」という。)別表に規定するA階層又はB階層
 - (2) 両親不存在
- 9 細目クは、当該申込児童に限り適用する。
- 10 細目セの優先入所とは、保育所等が受け入れ可能なときに選考指標とは別に優先して配慮することをいう。
- 11 細目ソは、細目タに該当する場合を除く。
- 12 細目チは、細目ケに該当する場合を除く。
- 13 細目チの生計維持者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 父又は母のうちいずれか保育所等の利用者負担額の算出に用いる年度分の市区町村民税の所得割が高い者
 - (2) 前号に掲げる者が入所選考基準表のIV等に該当することとなったため、現に生計を維持している父又は母
- 14 細目ネは、細目ヌに該当しない場合に適用する。
- 15 細目ノは、同時に利用を希望し、申し込みする場合のみに適用する。また、多胎児以外の同一のクラス年齢に該当する兄弟姉妹にも適用する。

別表第3(第10関係)

選考指数が同数の場合の基準

適用順序	基準
1	入所選考基準表における保護者の指数が高い者の順
2	入所選考基準表における母親の指数が高い者の順
3	入所選考基準表における母親の類型番号による次に掲げる順 (1) IX不存在 (2) IV疾病、負傷又は心身障がい (3) VI災害 (4) I居宅外労働 (5) II居宅内労働(内職(細目4)に該当する場合を除く。) (6) V介護又は看護 (7) III出産 (8) II居宅内労働(内職(細目4)に該当する場合に限る。) (9) VII求職 (10) VIII就学
4	入所選考基準表における母親の細目番号が小さい者の順
5	市内に居住する者であって市外の保育所等において保育の利用の継続が不可能な者(管轄の市区町村長に保育の利用の継続を拒否された者に限る。)
6	申込児童の兄弟姉妹が在所する保育所等に入所(転所を除く。)を申し込む者
7	同一の選考において同じ入所日を希望する複数の申込児童の入所を申し込む者
8	条例別表に規定するA階層の者
9	条例別表に規定するB階層又は両親不存在の者
10	保育所等の利用者負担額の算定に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が低い者の順
11	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要とすると認められる者

備考 選考指数が同数のときは、順位が決まるまで、上記の基準を番号順に当てはめて選考する。

適用順序7において、「同一の選考」と見なされないものについては、4月1次選考と2次選考、特別選考(実施する場合)と通常選考などが該当する